

医薬品納入業者選定 仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人 桑名市総合医療センター(以下、「病院」という)において医薬品の納入業者(以下、「受託者」という)の選定について取り決めるものである。

1 目的

病院の安全で安定した医療サービスを提供するため、迅速かつ正確に医薬品を確保するとともに、医薬品費の経費削減を図れるよう医薬品の納入業者(1社もしくは2社)を選定する。

2 契約期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間を契約期間とし、令和11年10月1日以降の契約については、病院と協議のうえ、1年単位で契約の継続更新をするものとする。ただし、契約期間内であっても、次の注意事項に該当する場合は、契約を終了するものとする。

【注意事項】

- ①本業務は、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る当法人の歳出予算において減額又は削減があった場合、病院はこの契約を変更または解除できるものとする。この場合において受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとする。

なお、本業務に定める事項を履行しない時、また関係法令に違反した時及びその状態が解消されず、契約の目的を達することが出来ないと認められる時は、契約の解除を行うことがあり、またそのことによって受けた損害の賠償請求等を病院は受託者へ行うことがある。
- ②契約期間内であっても、医薬品の価格について市場価格及び購入数量等から病院独自の目標数値を定め、その目標値に到達しない場合、もしくは病院側の目標値と乖離が大きい場合には、受託者の再選定を行うことがある。**その際、再選定に該当することとなった業者に関しては、指名しないものとする。** 再選定については、本入札において一次審査時の納入金額を参考として、見積もり合わせの指名業者として指名する。
- ③提出されたAブロック・Bブロックの見積もり金額に対して、各ブロック内で順位をつけて、配点を与えるものとする。また、本選定での順位については、次年度以降に行われる価格交渉の結果により、全メーカー又は一部のメーカーに対して再選定見積もり合わせを行う事がある。**その場合は、2位以下に該当する事となった業者に対して選定時の見積もり額を参考にして、病院側から見積もり合わせの指名を行う場合がある。**
- ④Aブロック・Bブロックの見積もり金額でメーカー帳合先を決定するものではなく、最終総合評価によりメーカーごとに納入業者を選定する。

3 業務履行場所及びシステム

- (1)業務履行場所

三重県桑名市寿町三丁目 11 番地

地方独立行政法人 桑名市総合医療センター 入院棟 4F 薬剤部

※なお、履行場所は病院運用によって変更する場合もある。

(2) 運用システム

病院が使用している既存の受発注システム【医薬品在庫管理システム(Icquickstock)】を使用する。病院の運用形態変更により、システム変更した場合においても柔軟に対応すること。

4 契約に関する基本事項

医薬品の運用形態については、病院のシステムを通じて直接受託者へ発注し、受託者が病院へ直接請求を行うものとする。

- (1) 新規採用時は、医薬品の購入費削減の観点で従前より使用している品目とのコスト比較等を行うものとする。
- (2) システム導入等有る場合については、別途病院と協議を行う。
- (3) 医薬品の購入価格の最終決定については、病院と協議のうえ決定する。
- (4) 医薬品に伴う医療機器類等の要望等が現場から有る場合は、その情報を速やかに病院へ報告を行うこと。
- (5) 受託者は、医薬品の納入を行うものであり、常に納入単価の低減、同種同効品への切り替え、ジェネリックへの統一、並びに病院の経費節減のための提案及び移行を行うものとする。ただし、医薬品の移行については随時、病院の承認を得るものとする。
- (6) 契約期間中であっても価格の変更、市場価格等を考慮し、病院が必要と判断した場合は随時、価格交渉を行う場合がある。また、上記以外で契約内容について変更、追加等が発生した場合は病院と協議のうえ、修正を行うこと。
- (7) 価格決定後に、事前購入の医薬品が有る場合には、必要に応じて遡及対応を行うこと。
- (8) 新たに受託者となる者が現行の受託者と異なる場合は、病院の指定した期日までに、引継を行うこと。
- (9) 医薬品の購入価格について、市場価格及び購入数量等から病院独自の目標値を定め、その目標値に到達しない場合、または病院側の目標値と乖離が大きい場合には、契約期間中であっても受託者の再選定を行い、その際に契約の解除を行われた場合において受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとする。なお、契約終了日までの間で、次の選定業者との引継等については、病院の指示に従うこと。

5 医薬品の対象物品及び金額表への記入

マスタ数:約 2,000 商品(令和 8 年 3 月 31 日現在実績)

本入札における医薬品の帳合については、別紙配布の価格表に記載されている薬品メーカー分類カテゴリー(ブロック A・ブロック B)と本入札の対象外薬品メーカーの 3 項目に分類する。なお、次の注意事項を確認のうえ、金額表に記入すること。

【注意事項】

ブロック A 及びブロック B の商品に対して納入金額を記入すること。ブロック A とブロック B の双方が最安値の場合は、1 社とする。ただし、双方の金額が最安値であっても、技術審査の内容等を考慮し 2 社に分ける場合もある。なお、対象外薬品メーカーの納入金額について、**1 次店取り扱いの対象の業者のみが金額の記入を行うこと。** **対象外薬品メーカーの選定については、病院側で定めるものとし、最安値の業者に対して、本入札とは別に取引を行う業者として選定するものとする。**

6 基本仕様要求事項

(1) 医薬品の納入業務

1) 基本的な考え方

①病院が発注した医薬品の納品を行う。納品の際は、病院担当者と検品を行うこと。

②医薬品は以下のとおり分類する。

i 定期発注品(管理品)

定期的に使用する医薬品。

ii 定期外発注品(非管理品)

不定期に使用する医薬品。

iii 麻薬管理品

病院と協議し、適切に取り扱うこと。

iv 緊急調達物品

緊急で調達が必要な医薬品の依頼があった場合は、システムからの発注を待たず、緊急出荷で対応すること。その際、通常納品の場合に必要な書類に加え、仮納品書等またそれに代わるものを発行し、病院へ提出すること。なお、定期発注物品及び定期外物品については、管理の都合上随時変更することがあるが、適宜対応すること。

③その他の物品類等

医薬品以外の物品(医療機器、医療消耗備品、消耗備品等)の要望等が現場から有る場合は、その要望されている内容又は情報を速やかに病院へ報告すること。また、その要望されている物品に対して、病院から価格等についての間合せた場合は速やかに対応すること。

2) 医薬品全般

①定期発注物品について、欠品が生じない供給体制を構築すること。

②定期発注物品は、受託者が最小単位で品揃えを行い、予め病院と合意したスケジュールに基づき配送すること。(最小単位とは、錠剤・散剤単位ではなく、納品可能な最も小さい単位のこと。)

③緊急調達物品や定期外物品についても、病院が必要と認めた医薬品については、定期発注物品と同様に、供給体制を構築すること。

- ④緊急調達薬品に関して、土日祝祭日を含め原則3時間以内で納品することが望ましい。
- ⑤原則毎日納品が出来ること。

3) 配送業務

- ①供給頻度：原則毎日。供給場所：発注部門。
- ②配送業務は、月曜日から金曜日とし緊急時・休日もしくは長期休暇の場合についても迅速に対応し、病院の診療に支障のない供給体制をとること。
- ③定期発注物品が不定期または一時的に多く使用される場合(季節変動等)において、即時に供給できる体制が構築できること。
- ④配送の担当者については、直接雇用している者、もしくは子会社が直接雇用している者とする。なお、受託者が納品せずメーカー直送等を利用する場合、事前に病院に申請書等を提出し承認を得ること。
- ⑤受託者及び納品する者は、名札(会社名・氏名)を着用させ、制服等は清潔を保持するとともに、言語・行動に十分留意し患者及び職員等に不快感を与えないようにすること。また、入館の際は守衛室で入館手続きを行い、病院入館証を必ず身に着けること。

4) 医薬品の医療情報提供

- ①医療制度改正・診療報酬改定・薬価改定・医療行政等の動向に関し最新情報を速やかに入手し病院へ情報提供すること。
- ②製造容器変更等、採用中止品等及び新規医薬品の情報を、病院へ情報提供すること。
- ③病院との調整や運用がスムーズに行えるよう、受託者が直接雇用する専門知識と経験を有する医薬品卸販売担当者(MS)が担当し、①②及び納品配送、また試薬管理業務及び医療に係る情報提供を行うこと。

5) 医薬品の調達業務

- ①受託者は、毎事業年度、前事業年度に作成された医薬品調達予定リストを鑑み、病院が必要な医薬品を安定的かつ経済的に調達できるよう、各事業年度における本業務の開始前であって、別途病院及び受託者が合意した期日までに、適切かつ具体的な調達方法について調整すること。医薬品は受託者を介さず、協力企業等から病院へ直接納品(メーカー直送品を含む)されるものは、予め病院と協議し決定すること。

② 医薬品の調達業務の要求水準

受託者は、医薬品の調達について「安定供給・質の確保・健全経営への貢献」の3つの視点に基づき、病院が要求する次の水準を満たすよう、本業務を行うこと。なお、業務実施にあたっては、物品管理業務等と連携して、効率的かつ確実に業務を遂行すること。

i. 安定供給

- a 原則として、欠品が生じないよう努めること。
- b 調達する医薬品に対して、納品時に検品を行い、品名、規格、包装単位、数量の確認を行うこと。
- c 万が一欠品が生じた場合は、その原因を特定して、再発防止に努めること。
- d 緊急の調達依頼に対しても迅速に対応すること。

- e その他、物品管理業務等との効果的な連携を図り、適切な医療サービスを提供するうえで支障のない、安定的な医薬品の供給を行うこと。
- ii. 質の確保
 - a 安全性の高い医薬品の調達に努めること。
 - b 調達する医薬品に対して、納品時に検品を行い、その使用期限、破損・汚損の有無、冷所保存薬品の温度管理、その他医薬品の品質、安全性の確保のために必要な確認を行うこと。
 - c その他、物品管理業務等との効果的な連携を図り、適切な医療サービスを提供するうえで支障のない、適切な医薬品の品質管理を行うこと。
- iii. 健全経営への貢献
 - a 常に病院側の立場に立ち、病院と協力体制を構築し使用量や医薬品単価の多寡等を考慮し、可能な限り仕入先及びメーカー等と誠意ある折衝・交渉等を行うよう努め、継続的なコスト縮減による病院経営の合理化及び効率化に貢献できること。
 - b 健全経営の実現に向けて、病院から医薬品関連の情報提供及び同種同効品の提案の要請を受けた場合には、速やかに自らが有効と考える情報提供及び提案を行うこと。また、当該品目を採用した場合の収支を試算し病院へ提案を行うこと。
 - e 受託者は、病院に対して値引率の確保等、病院の健全経営に貢献することが期待できる同種同効品の提案(新規採用品目・既採用品目に対する提案)を積極的に行うこと。
 - d 健全経営の貢献の視点には、DPC 下における収益性向上に資する事項(医薬品費の削減等)も含み、積極的に提案を行うこと。
 - e 本業務の総括責任者は、薬事委員会や医薬品の調達に関する協議の場等医薬品に関する病院内調整の場に積極的に参加し、医薬品卸販売担当者(MS)として提案等を行うことが望ましい。

(2) 納品、検品 受発注

1) 納品、検品

- ① 物品に関する納品検品業務を行うこと。なお、検品時に受発注システムから出力される発注書と受託者の納品書を一緒に提出し、双方に間違いがないか確認し病院の検品を受けること。
- ② 納品検品時に破損、汚損等の状況の確認を行うこと。
- ③ 納品検品時に、有効期限及び Lot 番号が納品書と合致しているか確認し、病院に引き渡すこと。誤りがある場合は、修正した後に引き渡すこと。
- ④ 納品は、定められた部署に納品すること。
- ⑤ 発注医薬品の納期確認及び各メーカーへの督促及び未納品の確認を行うこと。
- ⑥ 入荷遅延等で欠品の発生が予測される際、病院へ報告すること。
- ⑦ 分納(後送品)の確認と納期確認を行うこと。

2) 受発注

次のデータ等については、毎月10日までに病院へ提出すること。なお、10日が休日の場合は、休日の前に提出すること。なお、提出用のデータのフォーマットについては、病院と協議のうえ作成をすること。

- ①購入データの情報を病院の指定する書式にて報告すること。
- ②購入データの月毎、医薬品毎のデータ等病院が要求するデータの提出が可能なこと。
- ③その他、病院が指示する資料を随時提供すること。

(3) 経営改善支援への取組

- 1) 購入単価について、一般的な相場と比較して著しい格差が認められる場合は、病院は受託者に対し、随時価格低減の申し入れを行うことができ、病院からの価格低減要望に、受注者は誠意ある対応で応じ社会情勢の変化を踏まえた適正な価格で納入できること。
- 2) 新規医薬品の検討にあたっては、購入単価設定のデータや医薬品情報資料等の提供を行うこと。

(4) 情報提供

- 1) 医薬品の安全情報提供とリコール等が発生した場合、迅速な対応ができること。
- 2) 医薬品の選定過誤によるロス等発生しないように、また有効期限管理及び有効期限が切れないように情報提供を行うこと。

(5) 調査・改善・報告

病院は受託者に本業務に関する調査・改善・報告を求める事ができる。この場合において受託者は直ちに調査・改善・報告に応じなければならない。

(6) 業務実施体制

仕様書の要求水準を満たすサービスを業務期間にわたり確実に提供することができるよう、次の内容を満たす限りにおいて、業務実施体制を構築するものとする。

1) 総括責任者

- ①本業務の責任者として、医薬品に関する調達関連業務の実績(医薬品卸販売担当者(MS)・メーカー等の勤務実績もしくはそれに類する実績を含む)を有する者を1名配置すること。
- ②業務担当者に、医薬品の管理及び調達について、十分な教育・指導を行うこと。
- ③要求水準に示す業務を確実に履行する限りにおいて、本事業に専任である必要はなく、その雇用形態についても受託者の提案によるものとする。

2) 業務担当者

業務担当者は、医薬品卸販売担当者(MS)とすること。

- ①本業務を担当する者として1名以上、配置すること。
- ②薬剤師との連携や想定される作業量等を勘案し、要求水準に示す業務を確実に履行する限りにおいて、本事業に専任である必要はなく、その雇用形態についても受託者の提案によるものとする。

(7) 業務の引継ぎ

契約の終了に伴い、受託者が他業者に移行した場合、病院の要望に応じて、全ての該当資

料、データの提供を行うこととし、病院からの指示のもと業務に支障の無いように移行する他業者と誠意をもって業務の引き継ぎの対応をすること。また、本業務に係る病院の全ての資料、データは病院に所有権が帰属するものとし、受託者は病院の了承なく使用することはできない。なお、受託者変更の際、不誠実で病院の信頼を失う言動があった場合は、今後の病院が行う全ての入札に対して参加を認めない場合もある。

7 譲渡の禁止

受託者は、契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡・承継し、または担保に供してはならない。ただし、本業務の履行上必要があつてあらかじめ書面により病院の承認を受けた時は、この限りでない。

8 協議

業務内容に問題が生じた時には、適宜協議し業務の精度・合理性の向上に努めること。

9 秘密の保持

(1) 個人情報保護

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後も同様とする。また、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」を遵守すること。

(2) 機密の保持

①受託者は、本業務の遂行に際し、知り得た病院の機密について、病院の了承なしにこれを第三者に漏洩し、又は本業務の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、医薬品の製品回収等不測の事態が見込まれる場合は、病院の了解を得た後、病院の医薬品の購入実績について、第三者に提供できるものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後も同様とする。

②受託者は、業務従事者等と上記の個人情報保護及び秘密の保持の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結する等、必要な措置を講ずること。

10 損害賠償責任

受託者は、業務の遂行及び引継ぎにおいて、不誠実、故意または重大な過失により、病院または第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

11 契約の解除

病院又は受託者は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとする時は、1カ月前までに相手方に申出、協議することとする。ただし、次の各号に該当した場合は、病院は期間を定め本契約を解除することができる。

(1)受託者が本仕様書に記載されている事項を誠実に履行しないと認めた時。

- (2) 受託者が行政庁の処分を受けた時。
- (3) 本契約に違反した時。
- (4) 受託者の従業員が不正又は違法な行為もしくは不誠実な態度(注意しても改善が見られない担当者等)で、病院に対して明らかに損失を与えている時。
- (5) 本業務の遂行が明らかにできないと認める時。

12 災害時の緊急対応について

災害時の対応においては、病院の災害対策マニュアル及びプレゼンテーション時の提案内容も踏まえて積極的に支援を行うこと。

13 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、関連する法令を遵守して行うこと。
- (2) 業務遂行上問題が生じた場合、直ちに問題の処理を行い病院に報告すること。
- (3) 大規模災害時、日常業務トラブル時のバックアップ体制を構築すること。また、バックアップ時のトレーニングとして、病院の防災訓練等に進んで参加することが望ましい。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、病院と受託者で協議のうえ決定する。
- (5) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除について、契約締結権者は「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けた時は、契約を解除することができるものとする。
- (6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ① 契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとする。
 - i 断固として不当介入を拒否すること。
 - ii 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - iii 病院に報告すること。
 - iv 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、病院と協議を行うこと。
 - ② 受託者が① ii 又は iii の義務を怠ったときは、「三重県の締結に関する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札者計画停止等の措置を講じる。

-以上-